

(2) 下水道総合地震対策事業の創設

1. 背景・目的

ここ数年において、能登半島地震、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震等全国各地で大規模地震が発生し、下水道に甚大な被害をもたらした。しかしながら、兵庫県南部地震の被害を踏まえ耐震基準を強化した平成9年度以前に施工された下水道施設の耐震化は十分進んでいない。

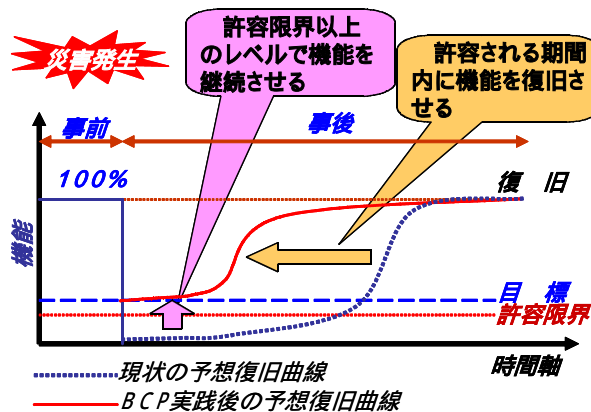
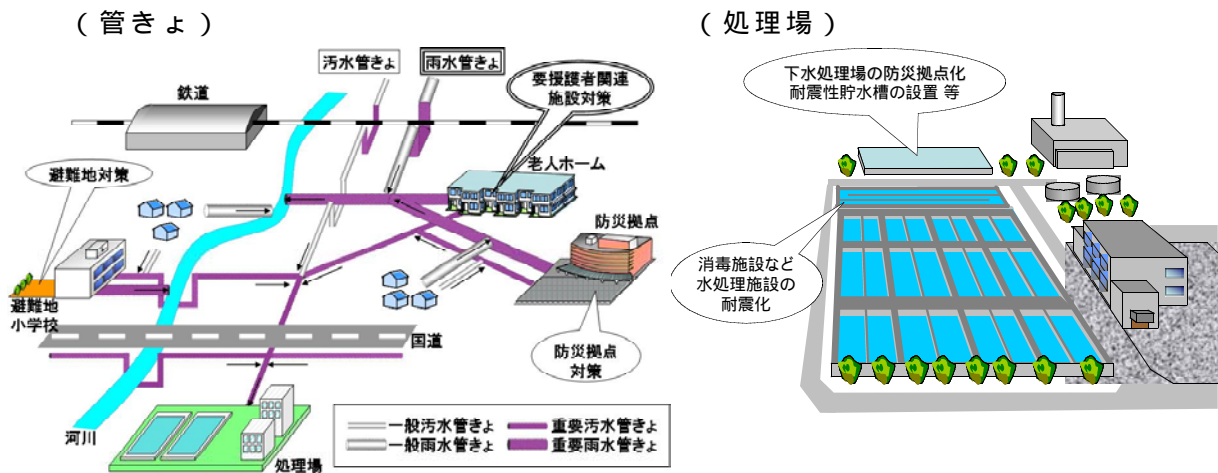
下水道の地震による被災は、トイレの使用不可能、水道水源の汚染となるばかりでなく、雨水排水機能の喪失による浸水被害の発生、道路陥没による交通障害の発生等、住民の生活・財産、社会経済活動に重大な支障を来すこととなる。

以上を踏まえ、重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進するものである。

2. 概要

県庁所在地など地震対策に取り組む必要性が高い地域において、「下水道総合地震対策計画」を策定し、以下の対策を重点的に支援する。

- 最低限の処理機能等を確保すべき施設の耐震化
- 流下機能を確保すべき管きよ（防災拠点、避難地、要援護者関連施設の汚水・雨水を排除する管きよ）の耐震化
- 被災時に重大な交通障害につながる管きよ（緊急輸送路下等に埋設されている管きよ）の耐震化
- 被災を想定して被害の軽減を図るBCP（事業継続計画）の策定及び同計画に位置づけられた緊急用資機材の整備
- 下水処理場等の防災拠点化 等



BCP(事業継続計画)のイメージ